

Fusan基金 募集要項 (2026年)

2026年5月吉日
公益財団法人公益推進協会

目的

当基金は、小児がんと闘う子どもたち^{注1}が安心して治療に専念できる環境を整え、その家族が孤立することなく歩み続けられるよう支援するために設立されました。

療養環境の充実、医療・生活相談、学習や社会参加の継続、そして社会復帰への道のりまで、子どもたちの「生きる力」を多方面から支える団体の活動を助成することを目的としています。

小児がんは子ども本人と家族の生活に長期にわたり大きな影響を及ぼす疾患です。

当基金は、そうした子どもたちのために日々活動する支援団体を資金面から支えることで、すべての子どもが笑顔で未来へ進める社会の実現に貢献します。

注1

本助成では、支援を受ける時点において18歳未満であり、小児がんと診断されている、治療を受けている、または治療後の経過観察中である子どもを支援対象とする事業を募集します。対象疾患には、白血病、悪性リンパ腫のほか、脳腫瘍、神経芽腫、腎芽腫、肝芽腫、骨肉腫、横紋筋肉腫、胚細胞腫瘍などの固形腫瘍を含みます。なお、脳腫瘍については、悪性腫瘍に限らず、医師により治療上または療養上の支援が必要と判断される良性または良悪不詳の腫瘍も対象に含めます。

助成額

※補助率等の制限はありません。

1件あたり50万円以内

助成件数

9件程度 (助成総額450万円程度)

募集期間

2026年6月1日～2026年8月20日 (※WEB申請 17:00締切)

助成対象

(1) 助成対象事業

以下の要件をすべて満たしている法人

1. 日本国内において活動する、非営利法人であること
2. 法人設立後、小児がんに関わる支援活動の実績が1年以上あること
3. 団体の活動をホームページやSNSで公表していること

※ただし、以下に該当する団体は対象となりません。

国・地方自治体、宗教法人、個人、任意団体、営利を目的とする法人(株式会社・合同会社等)、ならびに活動の趣旨や目的が政治・宗教・思想・営利に偏る団体。

(2) 助成対象事業

日本国内における以下のいずれかに該当する事業

- ① 小児がんの子どもたちの療養環境の充実や日常生活の質の向上を目的とした事業
- ② 小児がんの子どもたちの学習支援・社会参加・復学等を支援する事業
- ③ 小児がんの子どもたちの家族（主に両親）の心理的・身体的負担の軽減を目的とした事業
- ④ 小児がんに関する情報提供・相談支援を通じて患者・家族の孤立を防ぐ事業
- ⑤ 上記の目的を達成しようとするその他の事業

※医学的研究に関わる助成は対象となりません。

助成対象となる事業例

① 療養環境・生活支援の例

入院中の子どもたちが安心して過ごせるよう、プレイルームの物品整備や療養中の子どもへの絵本・おもちゃの提供、外出困難な家族への物資支援等を行う事業

② 学習支援・社会復帰支援の例

長期入院や治療により学校に通えない子どもたちに向けた学習教材の制作・配布や、復学・進学に関する情報冊子の発行・配布を行う事業

③ 家族（主に両親）支援の例

公認心理師や社会福祉士等の有資格専門家を外部から招き、治療中の子どもを持つ両親を対象としたカウンセリングや相談支援を行う事業

④ 情報提供・相談支援の例

小児がんの診断から治療・退院後まで、患者・家族が必要な情報にアクセスできるよう、パンフレットの制作・配布やウェブサイトでの情報発信を行う事業

よくある質問

Q1：プレイルームの物品整備や病棟でのイベントなど、小児がん以外の入院中のお子さんも利用・参加する可能性がある事業は対象となりますか？

A：事業の目的および主たる対象が小児がんの子ども・家族に向けられていれば、活動の効果が他の入院中のお子さんに及ぶ場合も対象となります。ただし、事業の設計・目的が小児がん以外の疾患を主な対象としている場合は対象となりません。

Q2：保護者を対象とした相談支援事業において、小児がん以外の疾患を持つお子さんの保護者が相談に来た場合はどう扱えばよいですか？

A：相談支援においては、小児がんの子どもを持つ保護者を主な対象としてください。相談の性質上、他の疾患のお子さんを持つ保護者が参加・来談する場合も差し支えありません。

(3) 助成対象期間 単年度（2026年10月1日～2027年9月30日）

※上記期間内であれば、実施期間が短期間の事業についても申請可能です。

(4) 対象経費

助成金の用途は、申請する事業活動に直接関連する経費に限ります。

※詳細はP4～6を参照してください。

※備品購入費は総額20万円以内が対象になります。（複数品の購入可）

※単価が5万円を超える経費については、見積書の写しを添付してください。

但し、業務委託費については、金額にかかわらず、業務内容および条件が確認できる書類の提出が必要です。

応募方法

右記のQRコードまたはURL (<https://form.run/@oubo-fusan2026>) からWEB上で申請を行ってください。応募にあたっては、以下①～⑦を必須書類（該当団体のみ提出のものを含む）とし、⑧は任意提出とします。

- ① 申請補助資料（助成実績・収支概要）
※当財団ホームページ（<https://kosuikyoo.com/>）よりダウンロードしてください。
- ② 定款
- ③ 前年度の決算書（貸借対照表と収支計算書等）と事業報告書
- ④ 履歴事項全部証明書（発行6ヶ月以内・法務局の押印が確認できるもの・コピー可）
- ⑤ 申請金額の根拠となる見積書 ※単価が5万円を超える経費は必須
- ⑥ 【該当団体のみ】委託先との合意が客観的に確認できる書類（契約書、発注書、見積書、請求書等、または業務委託の内容および条件について双方のやり取りや確認が分かるもの）
- ⑦ 【該当団体のみ】誓約書（国家資格を有する専門家への謝礼を助成金使途とする場合）
- ⑧ 【任意提出】企画書（A4サイズ2枚まで）

※見積書は備品購入や機材整備の他、役務であっても事業執行過程で業者等から徴取したものがあある場合には必ず添付してください。

※申請後の差し替え・修正等には原則応じられませんので必ず事前のご確認をお願いします。

ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。あらかじめ余裕をもって手続きをお願いします。

□選考方法及び通知

（1）選考

当財団の選考委員会において厳正に書類選考し、常任理事会で決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

（2）結果通知

2026年10月下旬を目処に申請者に対し、採否を文書またはメールで通知します。

なお、助成対象期間内（2026年10月1日～2027年9月30日）に発生した経費については、交付決定前であっても助成対象とします。

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

□助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に事務局より振込口座の登録方法を案内しますので、期日までに振込口座を登録してください。登録後1ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。

□助成決定者の義務

- ・当助成金で実施する事業に関する広報物（チラシ・パンフレット・SNS・ホームページ等）に、「公益財団法人公益推進協会 Fusan 基金による助成事業」であることを必ず明記してください。
- ・助成金を受給した場合は、申請の予定通り事業を遂行してください。

- ・受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
- ・助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に活動完了報告（事業報告・収支報告）を指定するフォームにて提出してください。
 - ① 助成事業報告書（指定書式）
 - ② 助成事業収支報告書（指定書式）※支払先や支払金額が明記された領収証やレシートの写しを必ず添付
- ・適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■やむを得ず以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。

- ・助成対象事業の内容を変更するとき
- ・助成対象事業を中止する場合や重複しての受給となることが判明したとき
- ・助成実施期間の延長を希望する場合

□助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- (1) 助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- (5) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (6) 応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

助成に対する問い合わせ先

〒162-0826 東京都新宿区市谷船河原町9-3 公益ビル

公益財団法人公益推進協会 Fusan基金担当

E-mail : info@kosuikyo.com (件名は「【問合せ】Fusan基金_団体名」としてください)



(参考) 対象経費の詳細

○対象経費

印刷・制作費	パンフレット・教材・冊子等の制作・印刷費
郵送費	事業に関する資料・物品の発送費
消耗品費	事業実施に必要な物品・材料等
会場費・施設使用料	事業のために追加的に使用する場合
交通費	事業実施に伴うスタッフ・専門家の移動費に限る
イベント実施関連費用	会場装飾・備品レンタル・消耗品等
業務委託費	業務委託の内容および条件が確認できる書類の添付が必要 ※下記<業務委託費・謝金について>を参照
外部の国家資格を有する専門家への謝金	誓約書の提出が必要 ※賛助会員であっても国家資格を有する場合は対象とする ※下記<業務委託費・謝金について>を参照

備品購入費	備品購入に係る助成金支出額：総額 20 万円以内 ※下記<備品購入について>を参照
-------	--

○対象外経費

団体スタッフの人件費	給与・賞与・社会保険料等
団体の役員・賛助会員への謝金・報酬 (※ただし、国家資格を有する者が当該資格に基づく専門的業務(カウンセリング、相談支援、講演等)を実施する場合を除く)	役員報酬、国家資格を有しない賛助会員への謝礼等
地代家賃・水道光熱費・通信費等の経常費用	活動拠点の賃借料・インターネット回線利用料等
団体の通常業務に必要な備品の購入費	パソコン・プリンター・カメラ等

<備品購入について>

事業目的に特化した用途が明確なものに限り、備品購入に係る助成金支出額は、複数品の購入を含め、総額 20 万円以内を上限として認めます。申請時には、購入予定備品の使用方法と期待効果を記載してください。なお、備品購入費が 20 万円を超える場合は、超過分を団体の自己負担とし、申請時に自己負担予定額も明記してください。

例：備品購入費の合計が 23 万円の場合

- ・助成金として計上できる額：20 万円まで
- ・団体の自己負担額：3 万円

<業務委託費・謝金について>

業務委託費、団体の役員・スタッフ以外で雇用関係にない国家資格を有する専門家への謝金を対象とします。

① 業務委託費

事業の一部を外部の事業者または個人に委託する場合の経費を対象とします。申請時には、委託先との合意が客観的に確認できる書類(契約書、発注書、見積書、請求書等、または業務委託の内容および条件について双方のやり取りや確認が分かるもの)の提出を必須とします

② 謝金

謝金は、国家資格を有する専門家が当該資格に基づき提供した業務に係るものに限り助成対象とします。本助成においては、医療・心理・福祉等の分野における専門的支援(カウンセリング、相談支援、講演等)を主に想定しています。なお、賛助会員であっても同条件を満たす場合は対象とします。

<人件費・謝金・業務委託費の考え方>

申請にあたっては、以下の考え方を目安に費目を選択してください。

人件費

団体の職員やスタッフに対して継続的に支払う給与・報酬

→ 本助成では対象外です。

謝金(謝礼)

外部の個人に対して役務の提供に対し支払う謝金・謝礼

→ 本助成では、無償の協力を前提としたボランティアへの謝礼は対象外です。

→ 医師・看護師・公認心理師・社会福祉士等の国家資格を有する専門家が当該資格に基づく業務を行った場合の謝金を対象とします（賛助会員も同条件を満たす場合は対象）。誓約書の提出が必要です。

業務委託費

事業の一部を外部の事業者や個人に委託し、成果物の作成や業務の実施を依頼する場合の経費

→ 契約書、発注書、見積書、請求書等、業務内容および条件について委託先との合意が客観的に確認できる書類の提出が必要です。

<源泉所得税の取り扱いについて>

外部の専門家に対する謝金の支払いにあたり、所得税の源泉徴収が必要となる場合は、各団体の責任において適切に処理してください。

本助成における謝金の助成対象額は、源泉徴収前の総額（税込）とします。

なお、源泉徴収により差し引かれた税額については、各団体が所轄税務署へ納付してください。